

太陽光発電のことではありません。 その何十倍も重大な話です。

平成30年7月6日
まつかわ太陽の会
清一 竹村幸宏 原田 西尾明廣
名北 宮澤正典 中荒町 矢澤勇
東浦 松本朗彦 羽場 宮沢朋文

「伏魔殿」と化した？松川町役場

序論

私達は今年の3月より、平成23年の吉澤副町長(当時総務課長)の勸奨退職は違法だとして追求し、責任を取るよう求めています。

その中で、役場(町長、副町長、議会、監査委員、幹部職員)が**悪いしがらみ**の為におかしくなっている事(松川町役場は伏魔殿:近隣からの声)が明らかになってきました。この広告はこのことに関する意見書です。

- ※伏魔殿：魔物が隠れている殿堂。陰謀や悪事が常に行われている所。悪の根城。
- ※退職勸奨：退職金の割増し支給を条件に、定年前の早期退職を勧めること

本論

1.吉澤副町長「勸奨退職」の違法性について

(1)変説した正当化の理由

現在、深津町長、吉澤副町長、議会、監査委員、役場は平成23年の吉澤副町長(当時総務課長)の**勸奨退職は問題なし**とし、その合法性の根拠については松川町職員退職勸奨要綱の「第4条(2) 疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき」の「疾病等」の「等」に副町長就任が該当することであると答えています。(資料1、2頁)

※資料：意見広告4-2 参考資料：まちづくり懇談会(平成30年4月20日)

「等」とは「ひとしい」、「など」で、「ひとしい」は「同じ」ということ、「など」は「例を挙げて同類のものを代表させる語」という意味であり、どう取り繕うとも、**副町長就任が疾病(病気)と同じで、第4条(2)に該当するとの解釈は論外**です。

「第4条(2)」は平成23年2月17日、竜口町長の時に追加されたものです。これは吉澤副町長の勸奨退職が行われた約3ヶ月前の変更です。この時の担当課長は吉澤総務課長(現副町長)です。この時の変更(追加)理由を正式に確認するために情報公開

1

していたので押印がない」と回答しました。「では、なぜ、後で松下当時副町長の印を貰わなかったのか」という問いに対しては、「滞ってしまった」という回答でした。(資料2、3頁) 深津町長は、この件に関して「把握していない」という回答でした。(資料2頁)

また退職届に押印が無いことについては、吉澤副町長は「正式なものではない」と答え、「それでは、正式では無い書類で退職勸奨が行われたのか?」との質問には「これ以上、答えられない」という回答でした。(資料6頁)

吉澤副町長は当時総務課長であり、書類管理の責任者だったはずですが、また、この3つ書類に押印が無い事に関して、現役場職員、旧役場職員に質問したところ、全て「そのような書類は異常で、あり得ない。もし、何かの事情で貰えないときでも後から説明をして退職者からも押印して貰い書類を整える」そうです。

明らかにこの疑惑の3つの書類はミスでは無く、不正を認識しながら吉澤副町長(当時総務課長)が作ったものと考えるのが合理的でしょう。

2.監査委員の平成30年5月15日付決定書について

(1)監査委員の「本件請求(吉澤副町長の勸奨退職に関する住民監査請求)を却下する」という判断について

監査委員は、却下した根拠に町が直接当時総務課長であった吉澤副町長に支出していない(長野県市町村総合事務組合より支出)ことを挙げていますが、全ての財源は松川町民の税金です。また、勸奨退職の決定は松川町の判断により行われています。

平成23年5月の当該勸奨退職は、全く押印のない「退職届」と当時の松下副町長の押印のない「起案書」、「退職願」で実行されており、上記書面の作成も平成23年5月23日ではなく、当時の松下副町長が退任した平成23年6月1日直後になされたことも十分推測でき、虚偽の公文書が作成された可能性について私達は指摘していますが、監査委員はこのことについて全く言及していません。監査委員は吉澤副町長の勸奨退職の正否の判断について逃げたのです。

(2)監査委員の意見について

監査委員は「一般職から特別職へ任用された場合の適用について規定上明記されていないので、疑義が生じないように要綱の規定を変えるように」と言っていますが、とんでもない話です。

そもそも、特別職就任は役場の経費節減にはならず、要綱第1条の「この要綱は財政の健全化を目的とする」という文言の対象外であることは明らかです。それゆえに、特別

3

を求めたところ、それに関する書類が探しても無かったという事で、全く開示されませんでした。(平成30年5月25日付)しかし、実際にはこの変更理由は多くの職員が知っている話であり、このことは現職の田中総務課長も認めて、当時の担当者から聞き取りした上の報告を約束しました。(1ヶ月以上経ちましたが、まだ、開示されません。)

この情報公開の折、要綱に合っているという田中総務課長に「副町長就任と病気は同じなのか?」と質問したところ、田中課長は一切答えず、しつこく聞いても「押し黙ったまま」でした。誰のための役場か?田中総務課長は何を守ろうとしているのか強く疑問を持ちました。

ちなみに、3月27日の深津町長、吉澤副町長、全議員、全課長出席での議会全員協議会で塩倉前総務課長は法的な根拠について「(平成23年)5月20日までに一度退職勸奨が行われているので適法だ」と説明し、それを、森谷議長から共産党の松井議員まで了承していたはずなのに、4月20日のまちづくり懇談会では正当化の根拠が『疾病等』の『等』に副町長就任が該当する』ということに変わってしまったのです。この変説について町長、副町長からの説明は全くありませんでした。

議会はこの変説について何の追求することも無く、全く、おかしな話です。監査委員も住民監査請求に対する意見書で、全く、このことに触れていません。この態度についても異常です。

(2)勸奨退職のそもそも論

要綱第1条の「退職勸奨の目的」のところに「財政健全化に寄与するため」と盛り込まれています。副町長就任は吉澤副町長(当時総務課長)の給料が上がり、任期により就業年数も延び、4年ごとに退職金(基本:本給×在職月数)まで貰えることであり、町の経費は全く変わらず、「財政健全化に寄与するため」という目的から明らかに外れています。

このことを、4月20日、まちづくり懇談会で深津町長、吉澤副町長に質問したところ沈黙するだけで回答がありませんでした。(資料2頁)

※4月20日のまちづくり懇談会の音声データ(約1時間30分)、文字起こしのデータはまつかわタイムズ資料室(<http://matsukawatimes.press>)にあります。

(3)退職届、起案決裁文書、および当該退職願に松下副町長(当時)の押印がないことおよび、退職届に全く押印が無い事について

別紙意見広告4-2の資料は平成30年4月20日に行われた深津町長、吉澤副町長とのまちづくり懇談会の要約ですが、席上、吉澤副町長は「松下副町長(当時)は外出

2

職就任の際の一般職員の勸奨退職など、過去誰一人として享受していません。そして、過去一度も疑義など生じておらず、疑義が生じたのは平成23年の当時総務課長の吉澤副町長の勸奨退職だけです。

この要綱が特別職就任を勸奨退職にしないようにする歯止めになっていたのも、吉澤副町長は全く押印のない「退職届」と当時の松下副町長の押印のない「起案書」、「退職願」を用いないと当該勸奨退職が実行出来なかったのです。

監査委員は、押印のない虚偽疑惑の書類で勸奨退職が行われたことについて監査委員として、全く意見を述べていないのは不可解であり、「疑問」です。

監査委員は意見書で「要綱に不備があり吉澤副町長(当時総務課長)が退職勸奨の事で疑義が生じたので要綱を直すように」と言っているのですが、これは「吉澤副町長の勸奨退職に問題はなく、要綱に問題があったから直せ」と言っているのです。監査委員は平成23年の吉澤副町長(当時総務課長)の勸奨退職が当時の要綱にあっただろうかを判断すべきであって、このことについて見解を述べないことは異常です。

また、深津町長、吉澤副町長、総務課は「第4条(2) 疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき」の「疾病等」の「等」に副町長就任が該当すると明言しており、**一方、私達は完全に否定**しています。このことについて監査委員が判断しないのは無責任では無いでしょうか?なぜ、当たり前のことが出来ないのでしょうか?

(3)監査委員の適正について

この2ヶ月、吉澤副町長の勸奨退職疑惑について様々な所から情報が入る中で、以前から多くの議員はこの事を知っていたという話が出ています。

監査委員の島田議員がもし知っていた可能性があるとしたら、公正な判断をしたか甚だ疑問です。

また、どうして、このような意見書を出してまで吉澤副町長を守ろうとするのか、これについても甚だ疑問です。

3.死んでしまった議会のその後

(1)右から左まで癒着してしまった議会

下記は3月27日の議会全員協議会の一部です。

森谷議長(自民党)

副町長、言わんほうがいい、要らんことを。うん。要するに要綱にそった通りという事だけれども、まだ疑問があったら松井議員、どうぞ。

(裏面へ続く)

4

(表面より)

松井議員運営委員長(日本共産党)

あの、まあ、問題化されておるのは、やはりその退職勧奨という規定にあてはまるのか？
どうなのか？という事が言われとるんだと思うんですけども、今お聞きすると、要綱通りだと、いう事なので、え〜、んん、まあ・・・んん・・・その〜・・・なんと言いますか。分
かりましたと言ったら良いのかな？(笑)はい、以上です。

森谷議長(自民党)

はい。松井さん良いかな？それで・・・はい。それじゃ、あの〜、私自身もちょっと今、
きちっと言って頂いたんで良かったと思うんだけど、まあ、副町長も毅然としてやって頂
くってことが大事だと思うし、文書は結構前から出ておったし、だけでも松井議員が今き
ちっと言ってくれたんで、良かったね。むしろ。はい、そういう事であります。他には、ござ
いますか？ありませんか？それじゃ、町長すいません。

上記は3月27日の議会全員協議会の一部です。

松川町議会が右(自民党 森谷議長)から左(共産党 松井議員運営委員長)まで、
チェック機能を失った証です。(※ 3月27日の議会全員協議会の音声データ(約9
分)は、まつかわタイムズ資料室(<http://matsukawatimes.press>)にあります。文
字より実態が良く分かりますので是非聞いてください。)

(2)正当化の根拠の変説に無言の議会

前項のように、全員協議会で「(平成23年)5月20日までにいちど退職勧奨が行われ
ているので適法だ」という説明を担当課長から受け、それを、森谷議長から共産党の松
井議員まで了承していたはずだ。

その事について、私達は意見広告3と住民監査請求で全否定をする中、4月20日に
は「疾病等」の「等」に副町長就任が該当することが町の法的な根拠に変わってしまった
のです。しかし、議会はこの変説について何の追求することも無く、1ヶ月以上たちまし
た。全く、おかしい話です。

(3)「貰えるものは貰っとけ」という議会(委員会手当復活)

昨年12月の新年度予算編成で、行政改革により14、5年前に廃止にした議員の委
員会手当復活の提案が議会にあり、可決しました。

これについて確認したところ、この予算は議会側からの要求ではなく、吉澤副町長から
の提案だったそうです。一部の新人議員から「廃止になった経過を調査してから検討す
べき」という意見があったそうですが、「貰えるものは貰っとけ」という黒澤哲郎議員の発

5

したのです。

実は、住民訴訟は住民監査請求を経ないと出来ないそうです。もし、住民監査請求
をこちらから取り下げてしまうと住民訴訟が出来なくなった可能性があります。

また、5月22日が公文書偽造の刑事告訴の時効日だったのです。吉澤副町長のこの
時の目的は私達にこの告訴をさせない事だったとも思われます。

その証としては、この事についてその後別ルートにて確認したところ、吉澤副町長は
「町長が受け取ってくれないから、しょうがない。辞表は持っている」という話だったそう
です。辞表は町長の机の中ではなく、吉澤副町長が持っていたという話ですが、さすが
に、現在、私達は吉澤副町長の「辞めて、金を返す」という話はデタラメだったと思っ
ています。

(2)保身の為に役場職員を劣化させている吉澤副町長

吉澤副町長は自分の保身のために副町長という立場を利用し、塩倉前総務課長に
「(平成23年)5月20日までにいちど退職勧奨が行われているので適法だ」という虚偽
の発言をさせ、そのことを私達に認めた塩倉課長を田中課長に替え、4月からは、田中
総務課長に「松川町職員退職勧奨要綱の**「第4条(2)疾病等の理由によりやむをえな
いと町長が認めるとき」の「疾病等」の「等」に副町長就任が該当する**」との、あり得ない
町の見解を出させています。

このような発言をした課長達が町民の信頼を得ることが出来るでしょうか。不審を持た
れた課長達がこれまで通りに仕事出来るでしょうか。

また、この課長達の前で仕事をする役場職員は誇りを持って職責を果たすことが出来
るでしょうか。

これらの課長達は平成23年の吉澤副町長の勧奨退職には全く関わっていません。深
津町長と吉澤当時総務課長が行ったことであり、当時の担当者と責任者である深津町
長と吉澤副町長は自ら堂々と私達を論破すべきでしょう。

(3)「第4条(2)疾病等の理由によりやむをえないと町長が認めるとき」

この第4条2項を追加した改正は平成23年2月17日、竜口前町長、松下副町長の時
に行われており、この時の担当課長は吉澤副町長です。また、吉澤副町長の勧奨退職
が行われた約3ヶ月前のことです。

この時の改正理由に副町長就任があるわけがないことを一番分かっているのは吉澤
副町長自身です。ですから、この時の情報公開を5月10日に求めています。未だに、
改正理由についての公開ができないのでしょうか。

7

言があり決まったそうです。誰のための議会なのでしょう？

また、吉澤副町長は何の為に手当を復活したのでしょうか？

(4)議員は前から知っていた？

森谷議長は3月27日の議会全員協議会で「文書は結構前から出ておった」と発言し
ており、松井議員運営委員長も別の会議で「噂は前から知っていた」と言っているそう
です。また、多くの議員は「自分は知らないけれど、噂を聞いていた」という話です。

いろいろな情報から推測してみると、議員には平成24年～25年頃、吉澤副町長の勧
奨退職の情報が入ったようです。この事は副町長就任の際に当時総務課長の地位を
利用して不正に割増しの退職金を受け取ったという疑惑ですが、これについて疑義を持
ち問題視した気配はありません。議会のチェック機能はどこへ行ってしまったのでし
ょうか。

4.吉澤副町長・深津町長

(1)〇〇賢い吉澤副町長

意見広告3と住民監査請求がでた後の4月初旬の日曜日夜、吉澤副町長から私達
の仲間に「夜も寝られない。休みの日は外にも出られない。どうしたらいいか？」とい
う電話がありました。その状況は、大変思い詰めており死んでしまうのではとさえ思える
様子で、電話の後、幼なじみとして何が出来るか考える中、「辞職して、割増し分を返
した後は、当然大変な社会的批判を浴びることになるだろう。その時、幼なじみとし
て全力をあげて守ろう」と、具体的な方法まで考えてから翌朝に吉澤副町長に伝えた
ところ、「自分は悪くない」という返事だったのです。

実は、この電話で吉澤副町長は「住民監査請求が却下されたらどうするのか？」とい
う質問をしており、「住民訴訟になるだろう」との回答をしました。吉澤副町長の本当の
目的は、こちらの情報を探るためのこの質問だったのでしょうか。

4月20日のまちづくり懇談会があった後、また、吉澤副町長から連絡があり「辞表は
出した。お金を返すので、明日、長野県市町村総合事務組合へ行ってくる。そうし
たら、連絡をする」という話でした。翌日連絡が入り、「組合は受け取れないと言っ
ているが、寄付という形ではどうか？」という話でした。私達は「町に対し寄付の
主旨を明確にした上で行ったら、住民監査請求を取り下げる」という旨を伝えまし
た。その後、具体的な動きがなかったため、5月2日、確認の電話を入れたところ「
住民監査請求を取り下げられないと動きが取れない」というとても受け入れる事
の出来ない話でした。さすがに、幼なじみでもいいかげんにしろという事で、「勝
手にしろ」という趣旨のメールを入れることに

6

(4)委員手当復活について(前項3(3)参照)

この手当は14、5年前、当時の議員の方々から自ら行革のために廃止した手
当だそうです。実は、この時の議会事務局長は吉澤副町長で、この成立に深く
関わったそうです。

それがどういう訳か、昨年12月吉澤副町長より提案され、「貰えるものは貰
っとけ」という議会の判断で4月より復活したのです。

これはまさに、伏魔殿の一場面ではないのでしょうか？

(5)太陽光発電の話で誤魔化そうとしないように!

吉澤副町長・深津町長を擁護する勢力は、この疑惑に対する私達の行動を「
太陽光発電用地の見直しに対する腹いせだ」として、誤魔化そうとしています。

太陽光発電用地の見直しに関する主張は意見広告1、2で終わっており、見
直しはすでに決定したことです。この不法な決定については司法の場で戦う
だけであり、100%勝訴するでしょう。

あくまでも、太陽光発電のことは、太陽光発電関係者と役場の個別の問題
です。役場の最高責任者である町長、副町長の背任問題と次元の違う問題
です。

ちなみに、意見書3、4を出した6名のメンバーの内、2名は太陽光発電
用地とは全く関係のない者です。

(6)深津町長・吉澤副町長は弱者のふりをしないように

吉澤副町長・深津町長を守ろうとする勢力は私達の行動を「個人攻撃だ」と
して、吉澤副町長の勧奨退職疑惑を誤魔化そうとしています。

町長、副町長は公人であり、町の最高責任者とNo.2の実力者です。まちが
っても、「弱者」ではありません。

真実であれば、一般人であれば名誉毀損になる事でも、公人に対しては
名誉毀損になりません。もし、今回の私達の行動を個人攻撃だとして逃げる
のであれば、公人である町長、副町長を辞めるべきです。

(7)深津町長、吉澤副町長の倫理観

平成28年9月、役場職員が吉澤副町長の勧奨退職について深津町長に
内部通報をしたところ、深津町長は「世の中にはなあ、悪いことをする奴は
いくらでもおる」と言って、何もなかったそうです。(※異論があるなら、
公開の場で伺います。)

4月20日のまちづくり懇談会で吉澤副町長に「過去に例がない副町長
就任時の退職金割増しを実行する際の気持ち」を伺ったところ何でも貰え
れば良いという考えで実行したそうです。(資料3、4頁)

(意見広告4-2へ続く)

8

意見広告4-2もご覧下さい

(意見広告4-1より続く)

(8)退職勧奨必要書類に当時副町長の押印がない事と全く押印のない退職届

4月20日のまちづくり懇談会で深津町長、吉澤副町長にこの事について質問したところ、納得出来る答えは聞けませんでした。(資料2、3頁)

(9)内部通報について

4月20日のまちづくり懇談会で「公開の場(3月27日全員協議会)で役場の最高責任者である町長と副町長が内部通報に対し、威圧したこと」について「不適切ではないか」と質問したところ、深津町長、吉澤副町長は沈黙し、無回答でした。(資料4、5頁)

「悪い事をした」と通報された副町長が議会で堂々と通報者を恫喝し、また、この事について、その場にいた議員も監査委員も幹部職員も誰一人として批判せず、黙認したのです。

この、状況も「松川町役場は伏魔殿」といわれる証の一つでしょう。

(10)吉澤副町長は町一番の実力者?

吉澤副町長は平成23年5月23日の午前中の議会で副町長就任が議決されています。驚くべき事は、この日の午後、吉澤副町長は深津町長に退職勧奨を頼み込み、(資料2、3頁)押印の無い退職届が受領され、松下当時副町長の押印のない起案書と退職願により退職勧奨が一瞬のうちに行われ、何の検討もされず、**過去に例がない副町長就任時の退職金割増し(約532万円)を手に入れた**のです。

深津町長は「押印が無い」ことを事務的なことは分からないと逃げています(資料2、3)が**印鑑の重要性**について分からないはずはなく、吉澤副町長に特別な配慮をしたと判断するのが合理的でしょう。(本当に分からないのなら、即刻、町長を辞任すべきです。)

また、情報公開で押印の無い3枚の書類が公開され、退職勧奨要綱に合っていない事が明白になったにもかかわらず、不正をチェックすべき議会、監査委員は黙認するどころか、擁護しています。

極めつけは、吉澤副町長が議会で**通報者を威嚇**し、また、この事について、その場にいた議員も監査委員も幹部職員も誰一人として批判せず、黙認しています。

上記の様なことがまかり通るのは、**吉澤副町長が「町一番の実力者」**だからではないでしょうか。

もし、吉澤副町長以外の他者が上記のような行為を行った(する者はいないと思いますが。)としたら、議会は反応し、役場は処罰をするでしょう。

(11)保身のために混乱を放置する深津町長

深津町長は、「訴訟されているから司法の判断を待つ」とし、町民に対し積極的に説明

参考資料：まちづくり懇談会(平成30年4月20日)

意見広告3(平成23年の吉澤副町長就任時の退職勧奨による退職金増額)についての回答を伺うため、深津町長、吉澤副町長に対し懇談会を申し込みました。(懇談会の一部を抜粋し若干の要約を加えています。)

【懇談会開始にあたり】

竹村
本日は、まちづくり懇談会を早急に開催して頂き、有難うございました。
あらかじめ住民監査請求(吉澤副町長の退職勧奨について)に関する事は、答えられないと連絡がありましたが、町はこの事に対し「正しいんだ」と公の場で発言され、こちらの意見広告の内容とで齟齬が生じており、事の重大さを考えても先延ばしせず、お話を聞かせて頂きますようお願い致します。その結果、納得出来ましたら、全面的に謝罪の広告を出します。

ところで町長は、この意見広告を見て頂いても吉澤副町長の退職勧奨は、今でも問題無いという認識ですか?

町長
退職の意思が無い職員に対して退職を促して、特別職になる様に促したという事であり、町の退職勧奨要綱どおりに退職したと判断しています。

【吉澤副町長の退職勧奨が要綱に準じているかについて】

西尾
要綱は法律と同じ重みを持ちます。それほど要綱に従っているかどうかという事は非常に大きなポイントです。で、今回私達は吉澤副町長の7年前の退職勧奨は、間違っているのではないかと要綱に当てはまらないという解釈で、この意見広告を出させて頂いているんですね。しかし町長は「合っている」というお話だったので、具体的に要綱のどこに合致するとお考えなのか、教えて下さい。

町長
私共としては、4条の2項のという事で理解します。
※4条の2項：5月1日～5月20日の勧奨期間の例外として、「疾病等によりやむを得ないと町長が認めるとき」という事項
※疾病等：末期の悪性腫瘍やパーキンソン病といった、命の危険や、通常生活が困難になるほどの重度の病。(厚生労働省の定めより引用)

副町長
そうですね。等、等。

竹村
疾病等の『等』!?

西尾
そこに合致するという判断で宜しいですか?

副町長
という事です。

竹村
疾病等の『等』ってほんとにそれでいいんですか?(4条の2項は)話によると役場職員で癌の方がいて、そういう不幸な方を対象に作ったそうで、いくら何でも疾病等の『等』を、重い病気になってしまった人から、これから副町長になる人までを含めて解釈するなんてあり得ない。そんな事したら『等』と言う文字が規則にあったら何でも良くなってしまいますよ。

町長・副町長
・・・・・・。(沈黙・無回答)

することによって私達を論破しようとしません。訴訟の結果を待つということは、町長の保身のために最低3年はこの混乱が続くことになり、町の最高責任者としての行いとは思えません。

結 論

平成23年5月は東日本大震災の原発事故で20万人近い人が放射能から逃げ惑い、日本中が大震災の悲惨さに心を痛めていた時です。この時に吉澤副町長は私欲の為に本論で述べたような行為をしていたのです。(資料6頁)

今回情報収集した中で、平成23年副町長人事では「吉澤澄久氏の資質には問題がある」という声もあったそうです。就任直前にこのような事を考える吉澤澄久氏には松川町の副町長になる資質があったのでしょうか。

しかし、深津町長はこの事が分かっていたにもかかわらず、吉澤澄久氏を副町長に指名したのです。

それでは、何故、指名したのかという疑問については、多くの方の意見から推測できることは、**吉澤副町長の指名要因は深津町長が無投票で町長になった時の「しがらみ」ではないか**ということです。

このしがらみが議会、監査委員、幹部職員に影響して役場が「伏魔殿」と化してしまったのでしょう。

現在の議会、監査委員、幹部職員には伏魔殿を解消する力はありません。無投票のしがらみから生まれた伏魔殿を解消する手段は町民による「選挙」だけでしょう。

<p>深津町長、吉澤副町長、議会、監査委員 幹部職員 各位</p> <p style="text-align: center;"><u>町民体育館(日曜夜7時)での討論会申し入れ</u></p> <p>現在、吉澤副町長の平成23年の勧奨退職問題で町政が混乱しています。深津町長、吉澤副町長、議会、監査委員、幹部職員は「この勧奨退職は正当で問題ない」と言い、まつかわ太陽の会は「明らかに要綱(規則)に反しており、手続きの書類も押印が無く不正だ」と訴えています。</p> <p>この中で、<u>多くの町民はどちらが本当なのか困惑し「真実」を知りたがっています。</u>このような状況が長く続くことは、決して町にとって良いことではなく、この混乱を早期解決する責任は「<u>権限を持つ深津町長、吉澤副町長、議会、監査委員</u>」に有り、<u>まつかわ太陽の会との討論会を公開で行う必要がある</u>と思います。</p> <p>今回の申し入れを無視すると、皆様の主張に「義」と「理」がないという証になると思われますが良いのですか。<u>私達は一町民で皆様は町の権力者</u>です。</p> <p>もし、皆様の主張が正しければ、私たちはその場で、町民の前で謝罪します。是非、逃げないよう、よろしくお願いします。</p>
--

西尾
それから大前提として、この要綱の第1条に「財政の健全化に寄与するため」と盛り込まれているんですよ。退職勧奨して、例えば企業でしたら取締役任用する、或いは理事に任用する、そういう人間に割り増しの退職金を払う事は、財政に寄与するんでしょうか?

町長・副町長
・・・・・・。(沈黙・無回答)

西尾
真逆じゃないですかね?

(懇談会終盤での関連質問)
竹村
総務課長も同じ考え(疾病等の『等』の解釈について)ですか?

田中課長
私はそういう解釈です。

竹村
ほんとにそれでいいんですね?町民に向かって「いい」と言えますか?

西尾
家族でもいいですよ。言えますか?

田中課長
・・・・・・。(ゆっくりうなづく)

竹村
下澤課長はいかがですか?

下澤課長
まだこの内容については、私もきっちり分析していないので、はい、それだけです。

松本
事前に申し込んでいて内容も伝え、分かっているはずなんですけど。

【退職勧奨必要書類に当時副町長の印鑑がない】
矢澤

情報公開の条例で取得した書類を私達が見る中で、松下前副町長のハンコがないという事が気になったので、直接、私と竹村さんとで松下さんの所へ行って来ました。

すると、「なんだこれは!?こんな書類見た事がない!」と言われ、続いて23日(書類作成日)の日、「松下さんは休んでいました」と塩倉前総務課長から聞いたんですが、休んだんですかとお聞きすると「議会最終日に休むわけがない!何を言うんだ!」と顔色を変えられました。通常、ハンコがなければ改めて貰うものですが、ハンコが無いのはどういう訳か?嘘まで言われましたが、この事についてはどうでしょうか?

町長
あの一、副町長の印鑑はあるべきだと思っております。でも事務的なことまではちょっと私、把握していないで。私としたらそう思います。

副町長
えっと、あの時はですね、町長室へ行って深津町長に、町長が私を副町長に選んでいただいたということなんで、ということです。で、例の退職の勧奨の起案文書にハンコが無いということかと思えますけれど、これをお認めいただければ退職勧奨の対象になるので是非お願いしたいということで、町長にいただいた気がします。

竹村
それって、松下副町長には押しもらえない可能性があったからってこと?

(裏面へ)

(表面より)

副町長　そこに(松下前副町長が)居らっしゃらなかった。

西尾　そこに居なかったって、探さなかったの?

副町長　いや、外出していたと思います。

竹村　後からでも貰えばよかったですよ。松下さんまだ1週間居たんですから。

副町長　それは、えー、滞ってしまったという事ですね。

竹村　何で滞ったんですか?

副町長　うーん・・・。

(この後のやり取りでも納得のいく答えは聞けず)

竹村　役場職員のOBの方に聞いてもこんな書類は有り得ないと言っている。印鑑が無いなんて事はあり得ない!だからこの書類を見た人がびっくりしたけど、7年間も言えずにいたんですよ。この時に松川町の役場の正義が無くなったと、私は思います。

【過去に例がない副町長就任時の退職金割り増しを実行する際の気持ちについて】

宮澤　吉澤さん。27日の全員協議会の時に、部下の方に「出来る様ならやってよ」と言って、松川町の町政、歴史上かつてなかった事を初めてやって、その時に、何か感じなかったんですか?自分の時から退職金を割り増しし、初めて貰って、まずその時に感じる事は無かったですか?

副町長　うーん。まあ、そこまでは考えなかったですね。申し訳ないですけど。

宮澤　そこまでっていうのは、貰えればいやと。

副町長　そうですね。まさにそうです。

宮澤　税金だけれど、今までもらってこなかったけれど、貰えるならいやと。そういうふう考えた。

副町長　(副町長の)お話を頂戴した時に、退職金の事も頭の中に出ました。その時にそんな(退職金割増の)制度があると聞き、当時の退職手当組合に確認したら、出来ますよって話だったです。まあ、その言い方がまずいと、ここ(意見広告3)に書いてありますけど、そういう事で、そっちに乗っちゃったのは間違いないですね。

宮澤　今は、間違いだと思いますか?

副町長　いや、間違いではないと思ってますけど。

宮澤　良かったんだと思うという事ですか?

資料3頁

副町長　そうですか(笑)

竹村　それじゃ役場職員に、悪い事は見て見ぬふりをしろという事ですか?見て見ぬふりをした職員も皆同罪になるんですよ?今回の事は、まだ確定はしていないが、なんのために役場があるって、町民のためにあるんですよ。違いますか?町民のためにマズい事を、隠し持った課長達も皆一緒(同罪)ですよ。そしたら、まともな話も聞いてもらえなくなり、大変な事になりませんか?

町長・副町長　・・・・・・・・。(沈黙・無回答)

竹村　陰で思う気持ちは分かります。しかし公の場、それも公開会議の場で、役場のナンバーワン、ツーが内部通報に対し、威圧するなんて駄目じゃありませんか?

町長・副町長　・・・・・・・・。(沈黙・無回答)

【退職勧奨の優遇措置(退職金割り増し等)に対する厳しさについて】

松本　まず要綱の1条を読むと『この要綱は、本町職員の適正な構成、人事の刷新、勤労意欲の向上及び財政の健全化等に寄与するため、退職勧奨の実施について必要な事項を定める事を目的とする。』と書かれてあります。その中で9条には『この要綱に基づく退職勧奨に応じなかった者に対しては、その後における退職に際してはこの要綱に基づく優遇措置は行わないものとする。係長以上の職員が勧奨に応じない場合は、その補職を解くものとする。』とあり、優遇措置(退職金の割り増しなど)を適用する事に対し大変重い内容が書かれております。これは我々一般の町民には、上に行く者について勧奨があるはずがないと取れるのですが、町長、副町長どちらでも結構ですけど、町民に対しどのように説明されますか?

副町長　今言われたとおり、第9条は結構重い事が書いてあります。まあ、一応特別職といいながら、一旦は一般職を解かれるということなんで、そこでいったん清算するっていう意味だと思ってたんですよ。退職金を頂くのはね。ですからそこで、この要件が重なれば、対象にしてあげるんだなっていう事を、考えたんですけど。ちょっと答えになりませんか?

松本　そうですね。多分、町民の方の多くは、今の説明では納得出来ないと思います。特別職になる人間が、このような中に入り、優遇措置を受けると言ったら、10人が10人「当てはまらない」と言うと思います。

【退職届に印鑑がまったく押されていない事について】

竹村　退職届の書類に、何も印鑑が無いって、これはどういう事なんですか?

副町長　正式になっていない。受付印だけ押されているきりですよね・・・。

西尾　じゃあ、正式に退職していないって事?

竹村　普通、退職届って何も印鑑が無くてもいいんですか?どうですか田中課長(現職の総務課長)?これで動いているんですよ。何も印鑑が無いって、これどういう事ですか?

資料5頁

副町長　良かったかどうかと言われると・・・分かりませんね。

宮澤　そこをやっぱり考えてもらいたい。私の気持ちとしては、どうしてもそこを考えてもらいたい。

副町長　まあ結果論ですけど、税金うんぬんっていうけど、まあ、特別負担金とか発生してなかったんで、良かったかなと思いますけどね、今考えてみますと。

宮澤　はあ(ため息)。

竹村　それでいいんですか?副町長になる人が、その時にそういう判断をしたこと自体。きっと町民が一番知っていた事には、法的問題じゃない。偉くなる人が、リストラ対象者と一緒になって割り増し退職金を(税金から)貰うなんて、町民感情として大体許さないんですよ。一番の問題はそこですよ。

副町長　・・・・・・・・。(沈黙・無回答)

竹村　今でもいいと思ってますか?

副町長　うーん、厳しいですね。まあ、その当時は良しとしてやってしまってるんです。まあ、これだけ物議をかもしてるって事になれば、しまったなって気持ちもありますよ。

竹村　物議をかもさなきゃいいと?

副町長　いや、それは・・・・・・・・。

【内部通報を非難する発言を全員協議会でした件について】

宮澤　あともう一つ。副町長が、全員協議会の時に最後のあたりで、なんで役場内部でしか知らないはずの書類が外に出ているんだと。疑問だと言われましたよね?

副町長　言いましたね。

宮澤　それについて、今どういうふうに考えますか?

副町長　うーん・・・どういうふうに考える・・・

竹村　これは町長さんに伺いたいですね。今、内部通報を確立しようとする時代で、大きな会社でもそれで社長がクビになります。これに対して圧力をかけるような話を議会で松川町のトップからするなんて、松川町の汚点だと思いますが、町長いかがですか?

町長・副町長　・・・・・・・・。(沈黙・無回答)

副町長　まあ、自分が考えるには、情報の漏洩だと思っていたんだけど、そうじゃないんだ。

竹村　『悪い事』に対して、出さなければいけないって今の時代の流れだと言ってるんですよ。そんなことを当事者が言うなんて、そんなみっともない話ありえないですよ。

資料4頁

田中課長　・・・・・・・・。(沈黙・無回答)

竹村　じゃあ、吉澤さんどうなんですか?

副町長　ん?だからまだ、正式に受理されていないという事ですよ。

西尾　正式に受理されていない物がスタートになったって事ですか?それは、おかしいでしょ!

竹村　退職届は正式な物が出てから、次の処理に進めて行くんじゃないんですか?

副町長　その添付書類として、それ(退職届)はついてたと思いますよ。

竹村　そしたら、ここに印鑑があって当たり前じゃないですか。これ公文書ですよ。ましてや当時、吉澤副町長、あなたは総務課長ですよ。こういう事を厳しくチェックする立場にあって、印鑑が無い書類が残るなんて事は、恥ずかしい話じゃないんですか?

副町長　受理されてないっていうか、受付が終わった段階で、それを見た担当者がそれを添付した中での起案だと思います。これ以上は、私は答えられません。

【7年前、2011年の春の重大性について】

西尾　7年前というと2011年の春、何が起こったか思い起こして下さい。東日本大震災で、20万人に近い人が放射能からどこへ行ったら良いのかと逃げ惑っていた時ですよ。さらにオウム真理教の菊池直子(指名手配者)が、逃走を続けていたが、大震災の悲惨さを目の当たりにし、我に返り、逃げ回っている場合じゃないと自首しました。そんなさなかに松川町ではこんな事が起こったんですよ。(信じられない話だ。)

町長・副町長　・・・・・・・・。(沈黙・無回答)

【最後に伝えた、願い】

- ①自分達が正しいと言われるのであれば、お互い関係者が一同に揃い、公の場で討論をし、私達を論破して下さい。それでどちらが言っている事が真実か?正しいのが町民の方々もはっきり知る事が出来る。納得のいく説明を貰えれば、私達はその場で、町民の前で謝罪します。
- ②この事をきちんと出来ずに、子供たちの前に立ち、「悪い事をしたら、嘘をつかず謝れ」など、学校や保育園などで挨拶するのはやめて頂きたい。
- ③質問に対し、黙ることはやめて頂きたい。

(平成30年4月20日 まちづくり懇談会 録音資料より文字起こし)

まつかわ太陽の会 (事務局：竹村工業株式会社内)
TEL：0265-36-6213 E-mail：info@matsukawataiyo.org

長野県下伊那郡松川町の重大ニュースを、世界に向けて発信
まつかわタイムズ <https://www.facebook.com/sinjitsuichiro/>
(まつかわタイムズ資料室 <http://matsukawatimes.press/>)



資料6頁